

LP ガス商慣行見直しに向けた取組宣言

この度、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の省令の改正が行われました。この趣旨は、長年にわたり業界の課題でありました、「料金の透明化」と「取引の適正化」に対し、私たち LP ガス販売事業者自らが積極的に取り組むことで、お客様にとって LP ガスが、より信頼され、より安心してご利用していただけるエネルギーでありつづけるためです。

弊社と致しましては、この趣旨を十二分に理解し、以下の通り改正省令を遵守してまいりますことを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限（令和6年7月2日施行）

- (1) 正常な商慣習を超えた利益の供与をいたしません。
- (2) お客様が LP ガス事業者の選択を制限するような条件付き契約をいたしません。

2. 三部制料金の徹底（令和7年4月2日施行）

- (1) 基本料金・従量料金・設備料金からなる三部制料金を徹底いたします。
- (2) LP ガスの消費と関係のない設備費用を LP ガス料金に計上いたしません。

3. LP ガス料金等の情報提供

賃貸住宅の LP ガス料金については、入居を希望されるお客様へ、直接、または不動産オーナー様、不動産管理会社様等を通じて事前に提示いたします。

以上

令和6年9月11日

 **正起ガス株式会社**
代表取締役社長 妹尾 次郎